

横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 平成23年3月23日 健障支第4018号（局長決裁）

（目的）

第1条 この事業は、「横浜市地域活動支援センター事業実施要綱」に規定する横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）において、精神障害者の通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とする。

（設置及び実施主体）

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者生活支援センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ）に行わせることができるものとする。

（利用対象者）

第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
- (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

（事業内容）

第4条 センターは、次の事業を行う。

(1) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助

(2) 相談等

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導

(3) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

(4) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

(5) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(設備基準)

第5条 センターは、次の各号に掲げる設備を設けることができる。

- (1) 事務室
- (2) 相談・指導室
- (3) 調理室
- (4) 食堂・娯楽室
- (5) 浴室・脱衣室
- (6) 洗濯室
- (7) 静養室
- (8) 便所
- (9) 集会室

(職員の配置及び資格要件)

第6条 センターには、運営に必要な職員を原則として別表1のとおり配置する。ただし、施設長、指導員については次に掲げる基準に該当する者とする。

(1) 施設長

精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者

(2) 指導員

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業したもの又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

ウ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事した者

エ イに掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(利用手続)

第7条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書（様式第1号）により、申し込むものとする。

ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。

(運営)

第8条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。

- (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
- (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
- (4) 指定管理者は、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービスとその他の事業に係る経理を明確に区分する。
- (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

第9条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施していくものとする。

- 2 局長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

第10条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、社会復帰施設等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第11条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(利用者の負担)

第12条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費負担を伴うサービスについては、別表2に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。

- 2 別表2に掲げるサービスのうち、食事サービスを除いた利用者負担金は、同年度の光熱水費などのセンター運営費に充当するものとする。

(報告)

第13条 指定管理者は、前月の事業実施状況を「事業実施報告書」（様式第2号）により、毎月10日までに健康福祉局に報告する。

(個別支援計画)

第14条 センターは、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境等を勘案し、必要に応じて、その者の個別支援計画を作成する。

2 センターは、利用者の個別支援計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(秘密保持等)

第15条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

第16条 当該センターのサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、センターに関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第17条 センターは、その提供したサービスに関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 センターは、その提供したサービスにより事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第19条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第20条 センターは、障害者等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、その提供するサービスにおいて感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別 表 1

職 種	員 数	備 考
施 設 長	1 人	
職 員 (精神保健福祉士 1 名以上含む)	9 人	常勤 5 人 (うち相談支援専門員 1 名含む) 非常勤 4 人 (※ 1)
嘱 託 医	1 人	月 4 回

職員数については、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」に基づく自立生活アシスタントおよび「横浜市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づく自立支援員を含む。

※ 1 非常勤職員については、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することができる。

別 表 2

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1食 500円以下	利用者負担金額は、各生活支援センターで必要な額を定める。 利用者負担金は全額食材等に当てる。
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする。
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする。
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする。

(様式第1号)

継続利用申込書(個人)

登録カード番号

①申込日/継続利用開始日	年 月 日
②利用する理由	イブニングサービス利用/仲間づくり/休日に過ごす場/ 相談したいことがある/情報収集/ その他 ()
③利用者氏名	
④生年月日・年齢	昭和・平成 年 月 日 (歳)
⑤現住所	市 区
	電話番号
⑥緊急連絡先	(続柄) 電話番号
⑦勤務先	
⑧通所先	
⑨通院先	